

Title	J. M. ブキャナン著 自由の限界：アナーキーとリヴァイアサンの間で
Sub Title	J. M. Buchanan: The limits of liberty : between anarchy and leviathan
Author	関谷, 登 黒川, 和美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1976
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.69, No.7 (1976. 10) ,p.600(100)- 603(103)
JaLC DOI	10.14991/001.19761001-0100
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19761001-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

J. M. ブキャナン著

『自由の限界』

—アナーキーとリヴァイアサンの間—

I

すでに何度か評者らが紹介したように、著者ブキャナンは、財政学および公共選択の理論 (Theory of Public Choice) の分野において、数多くの分析的議論の成果を公けにし、高い評価を受けているばかりでなく、パブリックチョイスセンター⁽²⁾ (Center for Study of Public Choice) の所長として、この分野におけるアメリカでの第1人者的指導者でもある。

さらに、注目すべき点は、かれの経済学方法論である。シカゴ学派の自由主義、とりわけ、フランク・ナイト (F. Knight) の個人主義的分析を基礎に置きながら、彼の分析は集合的行動へと向けられている。それゆえ、彼の主流派経済学批判は、単に主流派へのそれにとどまらず、シカゴ学派にも向けられているのである。

本書は、社会哲学上もっとも重要であり、それゆえ、もっとも議論の多い問題について論じた注目の書である。その問題とは、自由を追求する人間が必ず直面しなければならないパラドックスであり、まさに、古来、綿々と論じられてきた古典的テーマなのである。

個人の自由の保証は、逆説的とはいえ、一方で、個人々々がある種の自由の制限を承諾することが前提となる。真の自由 (存在しうる自由) とは、これに他ならない。ここにすべての議論の出発点がある。

合理的個人を前提とするとき、

(1) どのような状況において、個人はこの自由の制

限を受け入れるのか。

(2) この制限の限界はどこにあるのか。

(3) 誰が自由を制限する主体 (国家等) を制限するのか。

(4) この点で今日の民主主義は有効に機能しているといえるか。

契約説の考え方を利用して、こうした問題を考えるのが本書の目的であり、また、そこから警告を発するが目的である。そこで、かれが契約説のパラダイムを利用するメリットとは、一つには、経済学者が契約説的思考方法に“比較優位”の立場にあるということであり、いま一つは、それによって個人のレベルを超えた価値判断を導入することが避けられるということである。

かれは、同僚タロック (G. Tullock) と共に『合意の計算』 (Calculus of Consent—Logical Foundation of Constitutional Democracy) 1962⁽³⁾ を著わしている。この著作の目的としたものは、国家の起源を合理的な個人の“計算”から導出することであった。つまり、現存の制度、あるいは、潜在的制度 (明示的にルール化されず、制度化されていない制度) が、合理的な個人の合意にもとづく契約から成立していることを説明するものであった。その意味では、“合意の計算”は、ウィクセル的思考を“公共財の理論”に取り込むという考え方の延長であり、政治構造、政治的意思決定ルールの形成に拡張しようとするものである。それゆえ、かれは、こうした契約説にもとづく集合的行動の分析を行う場合、意図的であるか否かにかかわらず、集合的行動の長所を強調する楽観論に傾きがちであったのである⁽⁴⁾。

ところが、この考え方は、集合体自体の自己存続的・自己増殖的な方をどのように制御し、制度自体を、それを利用しようとした個人個人の考え方に引き戻し、かれらのものとしてできるかという重大な側面を軽視してしまう、この点に焦点を定め、集合体 (国家等) と自

注(1) 『経済学 その新しい流れ—J. M. ブキャナンを中心に—』黒川和美『三田学会雑誌』67巻2, 3号, 1974, および、『公共経済学』M. ベストン著, ダイヤモンド社, 1975に付された解説を参照されたい。

(2) Virginia Polytechnic Institute and State Universityの付属研究所であり, Public Choice学会の中心となっている。

(3) 『合意の経済学』宇田川ほか訳, 東洋経済, 近刊。この著作の他に同僚G. タロックの次の著作は本書に大きな影響を与えていると考えられる。

『Logic of Law』Basic Book, New York, 1970. 『Private Wants, Public Means』Basic Book, New York, 1972. 『The Social Dilemma』A Public Choice Monograph, V. P. I. University Publications, Virginia, 1974. 『紛争の経済学』宇田川ほか訳, 委潤社, 近刊。

(4) 『楽観論から本書では明らかに悲観論に変わった。その理由は?』という評者の一人の問いに対し、ブキャナンは「60年代以降のアメリカがそうさせたのです。」と答えてくれた。

由との関係を論じたのが本書である。

ブキャナンは、これまで機会ある毎に、かれの個人主義的分析視角の正当性を述べ、主流派の分析が、ホモ・エコノミカスの仮定に立ち、それゆえ無名性を強調的に利用すること、さらに、いつしか分析の便宜上、架空存在である“社会的厚生関数”の理論的濫用に陥っていることを批判してきた。

かれの分析視角に立てば、各主体は、まず考える主体でなければならず、各主体が考えながら固有な状況に対応するそのプロセスと結果が重視される。個人は社会を形成しており、個人の自由は、他人との関係の中で扱えられる。そこで民主主義が問われ、守るべき権利とそれを形成するルールが問われる。つまり、契約論を利用するかれは、自由主義者であり、民主主義者であり、憲法主義者であると自認するのである。

II

このような目的をもつ本書において、ブキャナンは、まず第1に、契約を2つの段階に分けて分析を行う。一つは、立憲契約⁽⁵⁾(Constitutional Contract)と名付けられ、個々人の権利関係を規定するものであり、いま一つは、立憲契約に基づく契約(Post-Constitutional Contractあるいは、立憲後契約)と名付けられ、立憲契約で規定された権利関係をもとにして結ばれる公共財取引のための契約である。

財産権も法律も存在しない、各個人がすべての権利をもっているように見えるホッブスの自然状態においては、ある個人の活動は、他人と生活空間を接している限り、良きにつけ、悪しきにつけ、他人に外部性を課すこととなる。こうした状況におかれている個人は、外部不経済を課す行為を介して、他人との闘争、防禦のために自分の生産的努力の一部をふり向けるし、また外部経済を課す行為を介しては、双互協力による双方利得のために行為し始める。こうして、ある“自然的均衡”が生じる。そこで、合理的個人は、この自然的均衡状態で費やされる闘争、防衛に要する費用を回避しようとする。さらに、協力すれば双互に利得を増加しうる機会、あるいは、協力によって双互に費用を減少しうる機会などの機会を失うときに生じる機会費用を回避しようとする。かくて協力、つまり、ルール化による組織化が要請されるのである。

しかし、このためには、互いに協力相手の権利を尊重することが前提となる。そこで各個人は、自然的均衡に基づいて、互いに相手の権利を規定し、行動の範囲を規定する契約、およびこれらの契約の遵守を保証する強制制度(ブキャナンは、この国家的規模の制度を“守護国家”Protective Stateと名付ける)この制度の設置契約に同意する。しかし、この制度の本来の役割が契約条項を参加者に守らせること、たとえばゲームのレフェリーであるのだが、契約の瞬間からそこに一つのパラドックスが生じる。

ひとたび制度が設置されるや、制度は一人歩きを始める。守護国家は危険な一人歩きを内在するのである。国家はレフェリーからプレーヤーに転じ、個人の自由との逆転が現われる。ここで、国家を制御する手段の模索という重要な問題が生じる。守護国家が個人に課す自由の制限は、それがレフェリー役にとどまったとしても存在する。とくに契約に直接参加していない人びとに課される場合(契約後世代交替があった場合)、それは、かれらには、明らかな外的強制と考えられる。その結果、既存のルール、つまり、法や守護国家への尊念は失われ、再び社会的安定のない自然的均衡へと向かうだろう。まさに、60年代後半に、アメリカがこの最良の実例を示してしまったとブキャナンは嘆息する。

立憲契約で互いの権利・義務が規定されると、この関係を基礎として、真に自由な私的財・公共財の取引に参加する誘因をもつ。この場合、公共財理論が指摘するように、公共財取引は自発的に実行されはしない。そこで何らかの社会契約にもとづく組織化が必要となる。この公共財取引のための契約を、かれは、“立憲契約にもとづく契約”(Post-Constitutional Contract)と名付ける。この契約は、さまざまな利害を調整し、社会的決定を行うに必要なルールについて行われる。この利害を調整する過程を、ブキャナンは、守護国家に対して、“生産国家”(Productive State)と名付ける。しかし、公共財の便益を成員全員に及ぶことを保証するためには、民主主義の経済理論に拠れば、全員一致のルールが要請される。勿論、このルールの徹底遵守は、同意費用が禁止的(prohibitive)に高くなることを避けられない。そこで合理的個人は、全員一致以外のルールに同意することが望ましいと気付く。ところが、ルールが全員一致から乖離するや、

注(5) 立憲契約としたが、Constitutional ruleが、国家の憲法だけを意味するだけでなく、あらゆる組織について、その集団が共有するルール的一种として定式化されていると考えられ、基本契約、原理契約という内容をもっている。

必然的に、“政治的外部性”(Political Externality) (自由の制限)が生まれてくる。この外部性は、意思決定の権限が、代議士や専門官僚に移譲される(直接民主主義から間接民主主義へ移行される)に伴って更に拡大してゆく。なぜなら、政治家・官僚の選好が市民の選好と一致するという保証はないからである。しかし、この権限の委譲は、意思決定費用を減少させるという目的をもって実施されるのであって、それ自体、合理的な決定なのである。

政治家・官僚に自由裁量の余地が与えられると、この外部性は次第に拡大する。そして、ある段階に至るや、外部性は市民にとって耐え難い程、政府決定と市民選好との乖離が著しくなる。市民は政治不信を抱き、無関心になり、疎外感を強める。大規模な政治革新を望む声が起こる。ブキャナンは、現在のアメリカ社会が既にこうした段階に至っていることを、60年代後半の民主党分裂の例をあげて説明する。

かれは、こうした状況から脱する二つの手段を提案する。一つは、行為の変革、つまり、政治家・官僚・市民・裁判官が、政治過程を自己の利益追求の場として利用することをやめるべきであるというものであり、他の一つは、全員一致が得られる、あるいは、それに近づく権利関係の再規定、つまり立憲革命である。そして、必要とあらば、新たな権利を創造し、しかも、できるなら、国家の役割は出来る限り小さく制限する方向に進むべきであると論ずるのである。

III

ブキャナンは、本書でリヴァイアサンの恐怖を、主としてアメリカ社会の問題として提起した。しかし、混合経済体制が支配的になり、公共セクター主導型福祉国家が推進されつつある国々にひとしく提起された問題と考えられるだろう。国家という海獣^{リヴァイアサン}が一人歩きを始めるとき、個人の存在そのものが問われる、つまり、個人という分析の原点に立ち帰ることが著者の提案であり、それだからこそ、自由な合理的個人が行う社会契約の過程に議論を向ける。そこで自由の本来の意味を問い正そうと考えている。

ブキャナンの議論は、アナキーとリヴァイアサンの中で、“自由の限界”を熟知し、幻想的期待を捨て、限界をもつ自由こそが存在しうる真実の自由であると

いう点を明確に認識する“悩める個人”を基礎においている。万人の万人に対する闘争を合理的に処理した個人は、一方では、国家海獣をも退治しなければならない。そこでの議論は、アナキーとリヴァイアサンという両端の暗黒社会を、妥協的産物である(調和的というべきであるが)中間的自由社会に対する反対社会のイメージとして描き出し、それが課すかも知れぬ恐怖という巨大な機会費用を、個々の成員が契約という意思決定に際して、その計算(Calculus of Consent)の主要な費用要因とし、継続的なゲームにおいて、すべての成員を積極的なサマリタン⁽⁶⁾(人情家)へと追い込み、次善とみえる最適解へと到達させるのである。

その議論には、論理的演繹と警告とが含まれている。つまり、自由社会への警告である。もとより、個々の主体の心の内部にまで介入する気持ちはないが、現在のアメリカ社会、そして、さまざまな組織が現在の構成員の価値にもとづく妥当な合意の上には成り立っていないと警告する。政治制度、大企業組織、大学など、あらゆる組織がその矛盾を露わにしていると主張している。そこで、かれは、立憲革命の必要性を説くのである。

集合的行動の分析から社会をみると、その分析対象となるのは次のような問題である。

- i) 合理的個人の行動の論理
- ii) 個と個の協力による良化の過程
- iii) 個と集団の価値の乖離
- iv) 私的行動から公的行動への移行
- v) 公的集団間、政府間に生じる問題

そこで、個と集団との関係では、“効率”が、そして、私と公との関係では、通念としての“価値”が問われる。ブキャナンの本書における論理は、こうした問題を適格に把握しているといえよう。

しかし、反面、かれはあまりにも楽観的である。かれが期待するように、合理的個人は、経験を糧として継続ゲームの状況下で、ロールズの仮定とは異なる契約を、しかも、I)~v)の契約を遂行できるだろうか。かれの議論には、哲学的正義や公共善(Common Good)は述べられない。さらに、個人主義的アプローチと集合的選択の理論を利用するかれにとって、有機的国家論などは論外である。明らかに、どんな時代にも、不正を行う人がおり、フリーライダーたらんとする人がいる。そして、歴史的にその数が減りつつあるという実証はなく、アメリカの現実は、まさにこの逆

注(6) 『The Samaritan's Dilemma』 J. M. ブキャナン, E. S. フェルプス編 『Altruism, Morality and Economic Theory』 所収, 1975. New Yorkを参照されたい。

であるといってもよく、それ故にこそ、この書が書かれてさえいるのである。その意味では、“警告”という戦略が重視されるべきかもしれない。国家が存在し、政府が思考し、政策を実施するとき、そのプロセスが民主的社会的意思決定たるためには、時期を得た立憲革命に匹敵する機能が制度的に内在されることが必要条件であろう。

かれは、現実の政治的状況が、多くの場合に、ゼロ和あるいは負和的状況にあり、非民主的なモデルによる非論理的行動モデルの方が現実をよりうまく説明できるかもしれないという点に気付いている。しかし、なおも、かれは経済学者として、経済学の用具を用いて現実の社会的、政治的不安を説明する。さらに、こうした分析にもとづいて、双方良化（パレート改善的）の可能性を示すことが、経済学者の唯一、最大の役割であると主張する。

個人の選好が常に変化する社会で、全員合意の原理を基本方針とし、現状肯定から現状改革への大胆な示唆を目指す姿勢は、真にラディカルであり、立憲革命はその一つの現われである。

〔付〕 この書評に際し、千種教授、加藤教授、野地教授から有益なるコメントを頂いたほか、著者ブキャナン自身からも、評者の一人が76年度のPublic Choice学会に参加した際有益なコメントを頂いている。なお本書は『社会秩序の経済学』として加藤ほか訳で秀潤社より近刊される。

関 谷 登（東北学院大学助手）

黒 川 和 美（法政大学助手）

アンリ・アッツフェル著

『貧困から社会保障へ』

——フランスにおける社会保障の起源
に関する試論 1850年—1940年——

I

19世紀末から20世紀初頭にかけてのフランスは、農民と都市小生産者が大半を占める、産業の発達の相対的に緩慢な社会として想起される。しかし、伝統性の強かったこの社会で、産業社会への変化が始まるのもこの時期であると言われる。こうした一見矛盾する二つの視点が、共に可能であるような位置にフランス社会は置かれていたと言えるのである。小企業は減少しないが、大企業も徐々に発達を遂げ、ほぼ半数を占める農村人口は停滞的であっても、農村の近代化は着実に進んでいた。そして、多くの小所有者たちが、富裕ではないにしても小額貯金をもつことができるほどには安定的な社会であったと言えよう。フランスの政治的多様性は周知のことであるが、その多様性がどれほど実質性を有していたのかという問題はあるにしても、それがこうした錯綜した状況の所産であることは間違いない。

さて、本書はこの時期を中心にして、制度として実現されるフランス社会政策の形成の歴史を論述したものである。フランスの状況からすれば、その社会政策は種々に理解されうるであろうし、また逆に或る「理論」が説得性を主張するのはそれだけ困難が伴うことにもなる。あらかじめ、著者のフランス社会政策史に関する試論を提示しておこう。著者は、社会立法が成立した時期を、産業社会化が進展し、小所有者が衰退を開始する時期と把握し、社会立法制定を大企業が主導する産業社会化の一環として把える。その検討はあとで行なうとして、本書の構成は、そうした著者の意図のもとにおかれているわけであろうが、われわれに少しく奇異な感じを与えないでもない。著者は、この研究を「社会学的分析」と断っているわけであるが、本書では、理路整然とした論理展開によって理論を提示しようとする方法はとられない。種々の事実の詳細な検討を行ない、また時に「黙說法」(la réticence)

*例えば、A. Viallaté, *L'Activité Économique en France*, Paris, 1937. pp. 217~232.